

非強制徴収債権の放棄について

「非強制徴収債権の放棄について」については、平成30年1月1日に施行した笠間市債権管理条例第14条第2項の規定により、平成29年度に放棄をした非強制徴収債権（市税及び公課以外のもの）を9月定例会に報告するものです。

放棄をした債権は、一般会計では、駐車場利用料、障害者住宅整備資金貸付金元金収入及び高額療養費貸付金です。また、水道事業会計では、水道料金です。放棄をした件数、金額及び債権放棄の根拠については、下表のとおりです。

| 会計名 | 債権名 | 件数 | 金額 | 債権放棄の根拠 | 時効 |
|--------|------------------|--------|------------|------------|-----|
| 一般会計 | 駐車場利用料 | 1件 | 5,500円 | 第14条第1項第7号 | 5年 |
| 一般会計 | 障害者住宅整備資金貸付金元金収入 | 2件 | 68,960円 | 第14条第1項第1号 | 10年 |
| 一般会計 | 高額療養費貸付金 | 5件 | 1,289,000円 | 第14条第1項第1号 | 10年 |
| | | 3件 | 901,000円 | 第14条第1項第7号 | |
| 水道事業会計 | 水道料金 | 19件 | 102,588円 | 第14条第1項第3号 | 2年 |
| | | 141件 | 939,837円 | 第14条第1項第6号 | |
| | | 165件 | 1,308,964円 | 第14条第1項第7号 | |
| | | 1,229件 | 7,889,947円 | 第14条第1項第8号 | |

※非強制徴収債権とは

市税及び公課以外のものをいい、強制徴収を行うことができず、民事執行法による強制執行によることが必要な債権をいいます。

（例）学校給食費，市営住宅の家賃など

※強制徴収債権とは

市税及び公課をいい、自ら強制徴収（滞納処分）を行うことができる債権をいいます。

（例）国民健康保険税，介護保険料，保育所保育料，下水道料金など

◆笠間市債権管理条例第14条 債権の放棄の根拠

債権管理者は、その他の債権（非強制徴収債権）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 債務者である法人の清算が終了したとき。ただし、弁済の責に任ずべき他の者があり、その者が前号から第8号までに掲げる事由がない場合を除く。
 - (3) 破産法により、債務者がその責任を免れたとき。
 - (4) 強制執行等又は債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合で、強制執行等が終了したとき、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (5) 徴収停止の措置を行った場合に、相当の期間を経過した後においても、なお第11条各号に該当し、これを履行させることが困難又は不相当と認められるとき。
 - (6) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合、又は相続人が存在しない場合で、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - (7) 時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないとき。
 - (8) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
- 2 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。